

平成28年12月15日

外務大臣様

広島県知事  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
国際課



### 米軍機の低空飛行訓練の中止等について（要請）

本県では、中国山地で米軍機と思われる航空機の低空飛行訓練に関する目撃情報が相次いでいるため、市町等から提供された目撃情報を取りまとめ、その集約結果を付して、貴職に対し、低空飛行訓練の中止等の措置を、平成9年度以降繰り返し要請しているところです。

しかしながら、依然として事態は改善されないまま、最近では、9月の沖縄沖AV-8ハリアー墜落事故、10月の米国内でのMV-22オスプレイ着陸時損傷事故及びF-35B出火事故、12月の高知沖FA-18墜落事故等、米軍機の重大事故が相次いで発生しており、地域住民の不安はかえって増大しております。

こうした現状を改善していくため、本県の状況を十分ご理解いただいた上、速やかに、次の項目についての措置を講じられるよう、強く要請します。

#### 1 米軍機による低空飛行訓練の中止等

平成28年度上半期においては、目撃実日数100日、目撃件数603件となっており、昨年度同期と比較し目撃件数は減少しているが、依然多くの目撃情報が寄せられています。

また、平成11年1月14日の日米合同委員会での合意により訓練の実施が限定的となっている週末や休日における目撃実日数も9日、目撃件数は24件あり、合意が遵守されているとは言い難い状況にあります。

実態が明らかにされないまま日々繰り返される米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、次の措置を講じるよう求めます。

##### ① 米軍機の低空飛行訓練及びそれに伴う騒音被害の実態を明らかにすること。

騒音被害については、国において騒音測定器を設置するなどにより、具体的な調査を要請してきたところ、平成25年8月、国において、岩国基地の周辺地域以外では初めて、北広島町へ騒音測定器を設置された。

測定結果を見ると70dBを超える騒音が63日、351回あり、このうち19時から22時では56回測定されている。また、22時以降の航空機騒音が7回測定されている。

他の苦情の多い地域においても同様の状況が予想され、追加設置による調査体制の整備を充実し、実態を明らかにすることが必要である。

さらに、米軍機の訓練における空域使用について国と米軍との間で事前調整が行われていることが明らかになっており、国の責任において、米軍機の訓練内容について、関係自治体及び地域住民に事前に情報提供が行われるべきと考える。

② 県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないよう措置すること。

北広島町へ設置された騒音測定器のデータにより、県民が生活している地域での影響が出ていることが明らかになっているところであり、今後、この調査結果も活用し、県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないように措置を講じていただきたい。

③ 米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む）については、航空法第81条が適用されるよう措置すること。

## **2 在日米軍再編計画に基づく米空母艦載機等の岩国基地移駐に伴う、低空飛行訓練や事件・事故の増加に対する不安の払拭について必要な措置**

今後、平成18年5月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、来年に予定されている米空母艦載機等の岩国への移駐が行われれば、岩国基地の航空機数は我が国で最大級となり、騒音被害や事故発生の危険性の増大、中国山地における低空飛行訓練の増加、駐留隊員の増加に伴う事件の発生など本県への多大な影響が懸念されている中、本年11月に広島市内で海兵隊員の暴行事件が発生し、地域住民の不安が増しています。

このため、県民の不安が払拭されるよう、速やかに次の措置を講じるよう求めます。

① 在日米軍再編については、その進捗状況を適切な時期を捉えて速やかに、関係自治体へ情報提供するとともに、具体的に移駐を実施する際には、国の責任においてあらかじめ関係自治体の理解を得て進めること。

② 安全対策の徹底と、県民が生活している地域での米軍機の低空飛行訓練等の中止措置を講ずること。

③ 米海兵隊員による事件・事故が発生することのないよう、米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀粛正を米国側に申し入れること。

## **3 空母艦載機離着陸訓練施設について**

空母艦載機離着陸訓練（FCLP）については、訓練による騒音被害等、地元住民に多大な影響を与えることとなり、容認できず、岩国基地で実施しないこと及び硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないよう米側に求めること。

平成28年12月15日

防衛大臣様

広島県知事  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
国際課



### 米軍機の低空飛行訓練の中止等について（要請）

本県では、中国山地で米軍機と思われる航空機の低空飛行訓練に関する目撃情報が相次いでいるため、市町等から提供された目撃情報を取りまとめ、その集約結果を付して、貴職に対し、低空飛行訓練の中止等の措置を、平成9年度以降繰り返し要請しているところです。

しかしながら、依然として事態は改善されないまま、最近では、9月の沖縄沖AV-8ハリアー墜落事故、10月の米国内でのMV-22オスプレイ着陸時損傷事故及びF-35B出火事故、12月の高知沖FA-18墜落事故等、米軍機の重大事故が相次いで発生しており、地域住民の不安はかえって増大しております。

こうした現状を改善していくため、本県の状況を十分ご理解いただいた上、速やかに、次の項目についての措置を講じられるよう、強く要請します。

#### 1 米軍機による低空飛行訓練の中止等

平成28年度上半期においては、目撃実日数100日、目撃件数603件となっており、昨年度同期と比較し目撃件数は減少しているが、依然多くの目撃情報が寄せられています。

また、平成11年1月14日の日米合同委員会での合意により訓練の実施が限定的となっている週末や休日における目撃実日数も9日、目撃件数は24件あり、合意が遵守されているとは言い難い状況にあります。

実態が明らかにされないまま日々繰り返される米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、次の措置を講じるよう求めます。

① 米軍機の低空飛行訓練及びそれに伴う騒音被害の実態を明らかにすること。

騒音被害については、国において騒音測定器を設置するなどにより、具体的な調査を要請してきたところ、平成25年8月、国において、岩国基地の周辺地域以外では初めて、北広島町へ騒音測定器を設置された。

測定結果を見ると70dBを超える騒音が63日、351回あり、このうち19時から22時では56回測定されている。また、22時以降の航空機騒音が7回測定されている。

他の苦情の多い地域においても同様の状況が予想され、追加設置による調査体制の整備を充実し、実態を明らかにすることが必要である。

さらに、米軍機の訓練における空域使用について国と米軍との間で事前調整が行われていることが明らかになっており、国の責任において、米軍機の訓練内容について、関係自治体及び地域住民に事前に情報提供が行われるべきと考える。

- ② 県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないよう措置すること。

北広島町へ設置された騒音測定器のデータにより、県民が生活している地域での影響が出ていることが明らかになっているところであり、今後、この調査結果も活用し、県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないように措置を講じていただきたい。

- ③ 米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む）については、航空法第81条が適用されるよう措置すること。

## **2 在日米軍再編計画に基づく米空母艦載機等の岩国基地移駐に伴う、低空飛行訓練や事件・事故の増加に対する不安の払拭について必要な措置**

今後、平成18年5月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、来年に予定されている米空母艦載機等の岩国への移駐が行われれば、岩国基地の航空機数は我が国で最大級となり、騒音被害や事故発生の危険性の増大、中国山地における低空飛行訓練の増加、駐留隊員の増加に伴う事件の発生など本県への多大な影響が懸念されている中、本年11月に広島市内で海兵隊員の暴行事件が発生し、地域住民の不安が増しています。

このため、県民の不安が払拭されるよう、速やかに次の措置を講じるよう求めます。

- ① 在日米軍再編については、その進捗状況を適切な時期を捉えて速やかに、関係自治体へ情報提供するとともに、具体的に移駐を実施する際には、国の責任においてあらかじめ関係自治体の理解を得て進めること。
- ② 安全対策の徹底と、県民が生活している地域での米軍機の低空飛行訓練等の中止措置を講ずること。
- ③ 米海兵隊員による事件・事故が発生することのないよう、米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀粛正を米国側に申し入れること。

## **3 空母艦載機離着陸訓練施設について**

空母艦載機離着陸訓練（FCLP）については、訓練による騒音被害等、地元住民に多大な影響を与えることとなり、容認できず、岩国基地で実施しないこと及び硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないよう米側に求めること。

平成28年12月15日

中国四国防衛局長 様

広島県知事  
〒730-8511 広島市中区基町10-52  
国際課



### 米軍機の低空飛行訓練の中止等について（要請）

本県では、中国山地で米軍機と思われる航空機の低空飛行訓練に関する目撃情報が相次いでいるため、市町等から提供された目撃情報を取りまとめ、その集約結果を付して、貴職に対し、低空飛行訓練の中止等の措置を、平成9年度以降繰り返し要請しているところです。

しかしながら、依然として事態は改善されないまま、最近では、9月の沖縄沖AV-8ハリヤー墜落事故、10月の米国内でのMV-22オスプレイ着陸時損傷事故及びF-35B出火事故、12月の高知沖FA-18墜落事故等、米軍機の重大事故が相次いで発生しており、地域住民の不安はかえって増大しております。

こうした現状を改善していくため、本県の状況を十分ご理解いただいた上、速やかに、次の項目についての措置を講じられるよう、強く要請します。

#### 1 米軍機による低空飛行訓練の中止等

平成28年度上半期においては、目撃実日数100日、目撃件数603件となっており、昨年度同期と比較し目撃件数は減少しているが、依然多くの目撃情報が寄せられています。

また、平成11年1月14日の日米合同委員会での合意により訓練の実施が限定的となっている週末や休日における目撃実日数も9日、目撃件数は24件あり、合意が遵守されているとは言い難い状況にあります。

実態が明らかにされないまま日々繰り返される米軍機の低空飛行訓練によって、激しい騒音被害が平穏な生活を乱しているという実情と、米軍機による事故に対する不安の中で生活しているという地域住民の心情とを認識の上、次の措置を講じるよう求めます。

##### ① 米軍機の低空飛行訓練及びそれに伴う騒音被害の実態を明らかにすること。

騒音被害については、国において騒音測定器を設置するなどにより、具体的な調査を要請してきたところ、平成25年8月、国において、岩国基地の周辺地域以外では初めて、北広島町へ騒音測定器を設置された。

測定結果を見ると70dBを超える騒音が63日、351回あり、このうち19時から22時では56回測定されている。また、22時以降の航空機騒音が7回測定されている。

他の苦情の多い地域においても同様の状況が予想され、追加設置による調査体制の整備を充実し、実態を明らかにすることが必要である。

さらに、米軍機の訓練における空域使用について国と米軍との間で事前調整が行われていることが明らかになっており、国の責任において、米軍機の訓練内容について、関係自治体及び地域住民に事前に情報提供が行われるべきと考える。

② 県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないよう措置すること。

北広島町へ設置された騒音測定器のデータにより、県民が生活している地域での影響が出ていることが明らかになっているところであり、今後、この調査結果も活用し、県民が生活している地域での低空飛行訓練を行わないように措置を講じていただきたい。

③ 米軍機の飛行（低空飛行訓練を含む）については、航空法第81条が適用されるよう措置すること。

## **2 在日米軍再編計画に基づく米空母艦載機等の岩国基地移駐に伴う、低空飛行訓練や事件・事故の増加に対する不安の払拭について必要な措置**

今後、平成18年5月に閣議決定された在日米軍再編計画に基づき、来年に予定されている米空母艦載機等の岩国への移駐が行われれば、岩国基地の航空機数は我が国で最大級となり、騒音被害や事故発生の危険性の増大、中国山地における低空飛行訓練の増加、駐留隊員の増加に伴う事件の発生など本県への多大な影響が懸念されている中、本年11月に広島市内で海兵隊員の暴行事件が発生し、地域住民の不安が増しています。

このため、県民の不安が払拭されるよう、速やかに次の措置を講じるよう求めます。

① 在日米軍再編については、その進捗状況を適切な時期を捉えて速やかに、関係自治体へ情報提供するとともに、具体的に移駐を実施する際には、国の責任においてあらかじめ関係自治体の理解を得て進めること。

② 安全対策の徹底と、県民が生活している地域での米軍機の低空飛行訓練等の中止措置を講ずること。

③ 米海兵隊員による事件・事故が発生することのないよう、米軍人等の教育訓練の徹底と厳正なる綱紀粛正を米国側に申し入れること。

## **3 空母艦載機離着陸訓練施設について**

空母艦載機離着陸訓練（FCLP）については、訓練による騒音被害等、地元住民に多大な影響を与えることとなり、容認できず、岩国基地で実施しないこと及び硫黄島の代替施設として岩国基地を指定しないよう米側に求めること。